

千代田区告示第 115 号

道路掘削復旧工事監督事務費及び道路掘削復旧費徴収単価表（令和 7 年千代田区告示第 126 号）の全部を次のように改正する。

令和 8 年 10 月 1 日

千 代 田 区 長 樋 口 高 顕

道路掘削復旧工事監督事務費及び道路掘削復旧費徴収単価表

千代田区道路占用規則（昭和 52 年千代田区規則第 33 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく道路掘削復旧工事監督事務費及び同条第 2 項の規定に基づく道路掘削復旧費徴収単価を別表のとおり定める。

ただし、この徴収単価により難いものについては、別途算出した単価による。

なお、この告示の適用の日前に掘削復旧面積又は掘削復旧延長を確認したものについては、なお従前の例による。

附 則

この告示は、令和 8 年 10 月 1 日から適用する。

別表

上段：昼間単価 下段：夜間単価（消費税を含む）

番号	歩車道	工種	単位	監督事務費（自費復旧） （円）			掘削復旧費（受託復旧） （円）			適用
				A	B	C	A	B	C	
1	車道	アスファルトコンクリート舗装	m ²	3,500	2,560	910	69,905	51,196	18,251	
		アスコン25型		4,720	3,460	1,030	94,385	69,120	20,531	
2	"	アスファルトコンクリート舗装	m ²	4,290	3,140	3,140	85,793	62,830	62,830	B、C 共通
		透水性30型		5,840	4,280	4,280	116,800	85,538	85,538	
3	"	アスファルトコンクリート舗装	m ²	4,520	3,310	1,330	90,398	66,204	26,591	
		アスコン35－Ⅰ型		6,040	4,420	1,480	120,772	88,444	29,640	
4	"	アスファルトコンクリート舗装	m ²	4,260	3,120	1,170	85,181	62,379	23,484	
		アスコン35－Ⅱ型		5,750	4,210	1,350	115,025	84,230	26,904	
5	"	アスファルトコンクリート舗装	m ²	5,430	3,970	1,680	108,526	79,473	33,633	
		アスコン50型		7,230	5,290	1,920	144,585	105,875	38,477	
6	"	アスファルトコンクリート舗装	m ²	6,560	4,800	2,020	131,182	96,087	40,364	
		アスコン60型		8,620	6,320	2,220	172,473	126,316	44,476	
7	"	アスファルトコンクリート舗装	m ²	550	400	200	10,909	7,996	4,047	
		（被覆用）5型		690	510	220	13,865	10,156	4,331	
8	"	アスファルトコンクリート舗装	m ²	2,780	2,030	2,030	55,527	40,661	40,661	B、C 共通
		（路盤先行用）透水性10型		3,820	2,790	2,790	76,327	55,896	55,896	
9	"	アスファルトコンクリート舗装	m ²	2,470	1,810	590	49,473	36,240	11,738	
		（路盤先行用）10型		3,360	2,460	650	67,145	49,178	12,927	
10	"	アスファルトコンクリート舗装	m ²	2,890	2,120	820	57,807	42,338	16,331	
		（路盤先行用）15型		3,830	2,800	880	76,505	56,029	17,629	
11	"	アスファルトコンクリート舗装	m ²	4,210	3,090	1,280	84,262	61,713	25,658	
		（路盤先行用）25型		5,490	4,020	1,370	109,865	80,465	27,371	
12	歩道	アスファルトコンクリート舗装	m ²	1,210	890	890	24,164	17,705	17,705	B、C 共通
		（非透水性）		1,600	1,170	1,170	32,029	23,444	23,444	
13	"	アスファルトコンクリート舗装	m ²	470	340	340	9,305	6,818	6,818	"
		（非透水性被覆用）		600	440	440	11,989	8,782	8,782	
14	"	アスファルトコンクリート舗装	m ²	2,020	1,480	1,480	40,473	29,651	29,651	"
		透水性19型		2,710	1,980	1,980	54,131	39,644	39,644	

15	"	アスファルトコンクリート舗装	m ²	550	400	400	10,996	8,051	8,051	"
		(被覆用) 透水性4型		730	540	540	14,618	10,702	10,702	
16	"	歩道乗り入れ舗装	m ²	3,490	2,560	2,560	69,882	51,172	51,172	"
		(アスコン25型)		4,720	3,450	3,450	94,354	69,100	69,100	
17	"	歩道乗り入れ舗装	m ²	3,770	2,760	2,760	75,425	55,233	55,233	"
		(アスコン35型)		5,090	3,730	3,730	101,869	74,607	74,607	
18	"	歩道乗り入れ舗装	m ²	3,830	2,800	2,800	76,571	56,073	56,073	"
		(セメコン30型)		5,400	3,950	3,950	107,967	79,069	79,069	
19	"	歩道インターロッキングブロック舗装	m ²	2,540	1,770	1,770	50,771	35,422	35,422	"
		(一般部)		3,140	2,200	2,200	62,858	44,018	44,018	
20	"	歩道インターロッキングブロック舗装	m ²	4,140	2,940	2,940	82,822	58,822	58,822	"
		(乗り入れ部)		5,380	3,830	3,830	107,542	76,658	76,658	
21	車道	インターロッキングブロック舗装	m ²	4,430	3,160	3,160	88,680	63,109	63,109	"
		(車道部)		5,760	4,110	4,110	115,233	82,287	82,287	
22	歩道	コンクリート平板舗装	m ²	2,780	2,040	2,040	55,582	40,702	40,702	"
				3,390	2,490	2,490	67,876	49,702	49,702	
23	他	街渠	m	5,940	4,350	3,400	118,811	87,011	68,062	
				7,370	5,400	4,050	147,338	107,902	80,945	
24	"	L形溝	m	3,710	2,720	2,720	74,247	54,371	54,371	B、C 共通
				5,020	3,680	3,680	100,418	73,538	73,538	
25	"	歩道止石	m	2,370	1,740	1,740	47,465	34,767	34,767	"
				3,290	2,410	2,410	65,891	48,251	48,251	
26	"	境石	m	1,620	1,190	1,190	32,487	23,782	23,782	"
				2,280	1,670	1,670	45,589	33,382	33,382	
27	"	歩道植樹帯縁石	m	1,780	1,310	1,310	35,662	26,116	26,116	"
				2,430	1,780	1,780	48,502	35,520	35,520	
28	"	区画線	m	70	50	50	1,331	971	971	"
				80	60	60	1,680	1,222	1,222	
29	"	樹脂系滑り止め舗装	m ²	1,280	620	620	25,549	12,491	12,491	"
				1,410	690	690	28,102	13,745	13,745	

附記

- 掘削復旧工事監督事務費及び掘削復旧費の額は、道路の機能を原状に回復し得る工種により、掘削復旧面積、掘削復旧延長、個数又は箇所数に、それぞれ本表の単価を乗じて得た額とする。この場合において、掘削復旧部分以外の部分に損傷があると認めたときは、その損傷があると認めた範囲までを掘削復旧面積又は掘削復旧延長とする。
- 徴収単価の適用区分は、掘削復旧面積又は掘削復旧延長に従い、次に定めるところによる。

A：掘削復旧面積が20平方メートルまでのもの又は掘削復旧延長が20メートルまでのもの

B：掘削復旧面積が20平方メートルを超え500平方メートルまでのもの又は掘削復旧延長が20メートルを超え500メートルまでのもの

C：掘削復旧面積が500平方メートルを超えるもの又は掘削復旧延長が500メートルを超えるもの
- 掘削部分について、工種に異なるものがあるときは、各工種ごとの掘削復旧面積又は掘削復旧延長によるものとする。

- 4 昼夜連続施工の場合の掘削復旧工事監督事務費及び掘削復旧費の単価は、それぞれ昼間単価に夜間単価を加えた額の2分の1とする。